

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

思っているように事が運ばなくても諦めないことです。熊本市の女性経営者が 10 年掛かりで世界一と言われる高品質の廃油燃料を生み出しました。同業者の妨害。顧客からの拒絶。信じる道なら、考えられる全ての方法を何度も試して達成させる。「やってみただけど駄目だった」という経営者がほとんどです。一度や二度で成功はしません。何度も繰り返すことによって状況は変わってきます。振り子はわずかな動きでも一定の間隔で伝えられれば徐々に共鳴して大きく揺れ出します。周囲を共感させるまで続けることです。

私の書棚より

○決定的に不足していると感じるのが「戦う気持ち」である。意地や意気地、意欲、意気といった「意」を持っている人が少なくなった。40 年前や 50 年前の日本には意地っ張りがたくさんいた。それが物事を動かすひとつの原動力でもあった。

○たとえ不完全な情報からでも、現実を正しく把握することである。氷山の一角から、冰山全体をイメージ出来る洞察力が必要になる。

「君は、どう生きるのか」
古森重隆著 三笠書房

税務アンテナ

- 都道府県や市区町村に対して寄付（ふるさと納税）をすると、寄付金のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。
対象となる寄付金の額は、所得税は総所得金額の 40%、個人住民税は総所得金額の 30% が限度となりますが、控除金額は年収に応じた所得税と個人住民税の他に特例分として個人住民税から所得割額の 10% を限度とした税額控除が加わります。
ふるさと納税は、どの自治体に対する寄付でも対象となります。

- 相続税の申告の際に相続財産に加えるか判断に迷うものに家族名義預金があります。
3 年以内の贈与であれば贈与税の申告をした上で相続財産に加えなければなりません。3 年を超えている贈与で無申告であれば申告期限から 5 年（不正の場合は 7 年）以内のものであれば贈与税の申告を行い、相続財産に加える必要はありません。
贈与が成立するには、その後の財産の管理が贈与された本人が行っていない限りなりませんので、通帳や印鑑を相続人が管理し、預金が使われていないようであれば、単なる家族名義の相続財産となり、贈与とはみなされませんので、贈与税の時効も主張できません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

10 月の税務スケジュール

10 日	○ 9 月分の源泉所得税の納付
31 日	○ 8 月決算法人の確定申告 ○ 27 年 2 月決算法人の中間申告（予定申告） ○ 11 月、27 年 2 月、5 月決算法人の消費税中間申告

31 日	○ 10 月決算法人の消費税各種選択届出書提出
------	-------------------------

今月の贈る言葉『自分次第でどうにでもなるものだ』 by アンドレ・ジッド